

## ◎ 小規模多機能型居宅介護 独自報酬算定要件及び算定要件について

練馬区が設定する算定要件	算定要件について	単位数
<p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞</p> <p>サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>①すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。</p> <p>②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。</p> <p>③小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p>	<p>①「個別の研修計画」については、事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。実施の際は、日時、内容等を記録すること。</p> <p>②会議は事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>「利用者に関する情報や留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のADLや意欲</li> <li>・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</li> <li>・家族を含む環境</li> <li>・サービス提供時の状況</li> <li>・その他サービス提供に当たって必要な事項</li> </ul> <p>③職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6か月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）についてのみ、届出日の属する月の前3か月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4か月目以降届出が可能となるものであること。また、ただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3か月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をしなければならない。</p>	200 単位

<p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt; 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で 1.5 名以上配置していること。</p>	<p>「訪問サービス」には、通常の訪問サービスのほか、通いサービスの送迎の際に、更衣介助、排泄介助、服薬確認、登録者や家族に対する相談援助等を行った場合も含むものとする。「訪問サービス」を行った場合は、その内容・時間等を支援経過等に記録すること。</p>	<p>300 単位</p>
<p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt; つぎの①および②または③に該当すること。</p> <p>①算定月の前 2 月において、運営推進会議を 1 回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>②算定月の前 2 月において、1 回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③算定月の前 1 年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポーター養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を 3 回以上実施していること。</p> <p>※新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも 2 月（③の場合は 1 年）以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。</p>	<p>①「運営推進会議」とは、運営基準第 85 条「地域との連携等」に位置づけられているものと同様である。</p> <p>「他の事業者との間で意見交換を行う場」として運営推進会議またはその他の場を設定し、年間を通して日時、参加予定者、内容などの計画を作成すること。開催した日時、参加者、内容等を記録すること。</p> <p>②「立ち寄ることができる仕組み」とは、計画的に地域住民が参加できるような行事等を実施することとする。行事等について、年間を通して日時、受け入れ体制などの計画を作成し、開催した日時、内容等を記録すること。</p> <p>③「自主事業」は、自治体等の委託や補助金等を受けて行う事業でないものとする。</p> <p>「介護者支援事業」は、地域住民を対象として周知するものとし、登録者の家族のみを対象とするものは認められない。なお、地域住民を対象として募集したが、結果として家族のみの参加となった場合は差し支えない。</p> <p>実施した日時、内容、参加者数等を記録すること。</p>	<p>300 単位</p>
<p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt; つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>①算定月の前 1 年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>※新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも 1 年以内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>②算定月の月末において、ひまわり 110 番（こども 110 番）に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	<p>①「地域活動に積極的に参加している」とは、年間に複数回の活動に参加することを指すものとする。参加する予定の地域活動についての年間計画を作成すること。参加した日時、内容、参加者等を記録すること。</p> <p>②児童、生徒の緊急避難があった場合には、業務日誌等に日時、対応状況等を記録すること。</p>	<p>200 単位</p>

